

どのような 手続きが 必要？

助成を受けようとする土地所有者等のみなさんは、
都道府県等へ申請します。

基金への申請手続は都道府県等が行います。
基金では申請内容の審査を行います。

土地所有者等の申請者が申請書以外に用意する書類は、主に下記のとおりです。

申請時

土地に関するもの	閉鎖事項全部証明書、賃貸借契約書の写し（必要に応じて）
所得に関するもの	前年の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し（個人の場合） 前事業年度の貸借対照表（法人の場合）
汚染対策に関するもの	土壌汚染状況調査結果報告書、詳細調査結果報告書（必要に応じて）、 汚染除去等計画書、措置に係る業者の費用見積書（数社）

助成金交付決定後

汚染対策に関するもの	工事の進捗報告書（必要に応じて）、基金事業完了報告書
精算に関するもの	対策業者との契約書の写し、見積書の写し（内訳書を含む） 支払った事業費用の領収書の写し

※申請等に必要な書式や書類は、都道府県等ごとに制定する要綱などで決められますので、当該土地のある都道府県等へご照会ください。

助成金に ついての 相談

助成の対象になるかなど、電話・面談による
相談をお受けしています。

土地所有者、自治体等、だれでもご利用いただけます。

まずは電話でご相談ください。その上で必要に応じ面談による相談をお受けします。
下記ホームページをご覧ください。

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190

ホームページ: <http://www.jeas.or.jp/dojo/>

E-mail: dojo@jeas.or.jp

土 壌 汚 染 対 策 基 金 助成金交付事業

～土壌汚染対策費用の支援について～

土壌汚染対策法に定める指定支援法人、(公財)日本環境協会では「土壌汚染対策基金」を設置し、支援活動の一環として土壌汚染対策への助成金事業を行っています。

要措置区域において汚染の除去等の措置(対策)を行う土地所有者等^{※1}に対して、助成を行う都道府県等^{※2}に対し助成します。

土壌汚染対策の助成のながれ

